

# ろうきょう

●発行／(略称 労供労組協)  
労働者供給事業関連労働組合協議会

◎110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F  
電話 03(5603)4570 FAX 03(5603)7265  
●発行人/ろうきょう編集委員会

## 労供事業の新たな展望をひらく

### 労働組合による事業体を設立

昨年一〇月二四日、三五日、恒例の秋の学習会が箱根湯本で開かれ、八組合二〇名が参加しました。

学習会の初日は、急ピッチで準備が進められている「労働組合による新たな事業体」と題して「スタッフフォーラム(OAスタッフ)」と「ケアフォーラム(介護・家庭)」の設立準備状況の報告とあわせて、連合総合組織の高橋均総局長が連

合の雇用システムづくりについて、派遣ネットワーク高井晃副代表が派遣労働ネットワークのNPO法人化について報告がありました。二日目は、「昨今の雇用情勢と備給システム」と題して労働省職業安定局民間備給調整事業室の生田正之室長が特別講演を行いました。紙面の都合で、林事務局長の「労働組合による新たな事業体」の報告概要のみを紹介しします。

#### 職安法の中に労供事業が位置づけられた

林事務局長は、二年前にも今回と同様のテーマで学習会を行ったこと、その後の経過がどうなったかについて簡単に経過を

これまで私たちは労働省に「労働事業法を制定せよ」と要求してきた。今回の職安法改正で、第四条の中に、労働事業を行う労働組合は「労働者供給事業者」と明記され、さらに連

合の活用が必要だということと、労働省が労働事業を社会的に認め、促進する姿勢を示したものと見える。

このことにより、労働組合は労働者供給と労働者派遣を組み合わせた事業展開が可能となった。労働組合が設立する事業体

(企業組合)が事業主となり、参加する組合員は社会労働保険の適用も受けることができる。このようになった背景には、雇用情勢がますます悪化し、雇用の流動化がすすみ、就労システムが激変していることから、さまざまな雇用就労シ

システムが激変していることから、さまざまな雇用就労シ

★九年前に作成し、好評だった『ろうきょうの勧め』改訂版を作成します。職安法などの改正と新たな事業体の設立などこれからの運動を展望した内容になります★定期総会は、二月八日(金)、三月下旬には新事業体設立記念パーティを予定。



#### 企業組合・スタッフフォーラム

OAスタッフの組織化を展望し、「企業組合・スタッフフォーラム」設立準備会をもうけ、事業計画書を作成するなど認可の準備をすすめている。企業組合とは、中小企業等協同組合法にもつづいた協同組合の一形態である。そのために都知事の認可(通産省)をとり、その後

派遣事業の許可(労働省)を取る計画である。

労供労組協に参加している各労組(労供の許可を取得している労組)は、労働者派遣事業の許可を取得した(企)スタッフフォーラムに組合員を供給し、

少子・高齢化がすすみ、高齢者介護は大きな社会問題になってきている中で、二〇〇四年四月から介護保険制度がはじまる。ホームヘルパー、介護労働者の組織化だけでなく、この制度を活用することを展望しながら、全港湾の家政婦支部が中心になって「企業組合・ケアフォーラム」設立の準備がすすめられている。

#### 企業組合・ケアフォーラム

きた介護・家庭サービス事業をいかに、社会的ニーズに対応しながら、職域をさらに質・量ともに拡大していくこともこの事業体の役割といえる。

また、「介護」が派遣対象業務になったことから、(企)ケアフォーラムは、家政婦組合から労働者供給を受け、訪問介護事業者に派遣することも可能である。

一月二日には設立総会を開き、企業組合の認可を取得、指定訪問介護事業者の許可も得る予定。(その後、二月七日に企業組合の認可がおりた)

(企)スタッフフォーラムは供給された組合員を各企業に派遣する形態になる。

運営原則としては、組合員は自立と技能を高め、事業運営に共同責任を自覚し、対等・平等であることや労働組合運動としての労働事業運動を一体のものとしてすすめる。ワーカースポーツ運動と連携し、技能を通じて公正・平等・平和な社会へ貢献することを掲げている。(その後、二月二日に設立総会、二月二五日に企業組合の認可がおり、派遣事業の許可は二〇〇〇年一月の予定)

二月二五日に設立総会を開き、企業組合の認可を取得、指定訪問介護事業者の許可も得る予定。(その後、二月七日に企業組合の認可がおりた)